

東京都港区基本構想

平成2年(1990年)4月

東京都港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

東京都港区



新基本構想の策定にあたって

港区は、昭和50年3月、住みよいまちづくりをめざして、港区基本構想を定め、今日まで区民の皆さんのご期待に応えるよう努力してまいりました。

しかし、急速に進む人口の高齢化、国際化といった区政をとりまく社会・経済状況は、従前とは大きく変化してきております。とりわけ、ここ数年の急激な地価の高騰及び業務立地化の進行により、定住人口が大幅に減少し、自治体として大きな課題に直面しております。

そこで、来るべき21世紀初頭を展望し、港区の将来像を明らかにするため、新たな「港区基本構想」を策定することにしました。昭和63年7月、「港区基本構想審議会」（加藤秀俊会長）に諮問し、約1年間に及ぶ学識経験者、区議会議員、区民による活発な審議の末、平成元年7月に答申をいただきました。この答申をふまえて策定し、平成2年3月区議会の議決を得たものが、この「港区基本構想」であります。

本構想は、区民の皆さんと区が一緒にまちづくりを進める指針であり、将来像「やわらかな生活都心ー住みつづけられるまち・港区ー」を掲げ、「都心定住」を大きな主題としております。この実現に向けて、区民の皆さんとともになお一層の努力をしてまいりたいと存じます。

なお、この基本構想の策定にあたり、ご審議いただきました「基本構想審議会」の委員の方がたをはじめ、ご意見をお寄せいただいた区民の方がたのご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成2年4月

港区長 山田敬治

東京都港区基本構想

—都心定住をめざして—

目次

基本姿勢	1
第1章 新たな基本構想の策定	3
1-1 基本構想策定の背景	5
1-2 基本構想の理念と役割	6
1 基本構想の理念	6
2 基本構想の役割	6
第2章 港区の将来像	7
やわらかな生活都心	
——住みつけられるまち・港区——	9
第3章 施策の方向	11
3-1 住みつけられるまち	13
1 住宅・住環境	13
2 都市整備	14
3 地域産業	16
3-2 健やかな暮らし	18
1 福祉	18
2 健康	20
3-3 いきいきとしたふれあい	22
1 文化	22
2 生涯学習	23
3 コミュニティ	25
第4章 実現のために	27

基本姿勢

海と緑に恵まれ、古くから世界に開かれていた
わがまち港区は、急激な定住人口の減少により、
いま大きな危機に直面している。

まちは、そこに住み、働き、学ぶ人びとによっ
て形成される場であり、世界都市として成長しつ
つある東京の都心・港区においても、あらゆる人
びとが、ともに豊かに生活していく基盤が確保さ
れねばならない。

ここに、21世紀初頭を展望した基本構想を定
めるにあたり、港区は基礎的自治体として、なに
よりも平和を願い、住みつづけることのできるま
ちをめざす。

第1章 新たな

基本構想の策定

- 1-1 基本構想策定の背景
- 1-2 基本構想の理念と役割

東京の中心に位置する港区は、江戸期の伝統を残しつつ、常に時代の先端を担う新しさが創り出される、表情豊かなまちとして成長してきた。

港区は、住みよいまちづくりをめざして、昭和50年3月、昭和60年代を目標とした基本構想を策定し、それにもとづく基本計画および実施計画により、区政の計画的運営につとめてきた。

しかし、人びとの価値観の多様化、家族形態の変化、人口の高齢化が予想以上に進行し、他方で東京への一極集中が進み、高度情報化、国際化が急速に社会の各方面に浸透する状況のなかで、いまや区政運営は新たな対応がもとめられている。

とくに、地価の高騰および業務立地化の進行は、土地の住宅利用を圧迫し、生活諸条件の悪化を招くとともに、従来のまちを一変させるような大幅な定住人口の減少、地域社会の活力の低下をもたらしている。

そのため、区民の間に、今後も住みつづけられるかについて不安が広がり、区民に基礎をおく港区は、自治体としての存続に関わる危機に直面している。

港区が希望をもって新たな世紀を迎えるためには、社会経済環境の変化をふまえつつ、区民の住みつづけたいという意思にこたえ、現在の段階で明確な施策の方向性を打ち出す必要がある。

こうした港区のおかれている状況のもと、区民、議会および行政の協力と信頼にもとづき、21世紀初頭に向けた港区の将来像を示し、その実現のため、新たな基本構想を策定する。

1 - 2 基本構想の理念と役割

1 基本構想の理念

この基本構想の理念は、昭和50年策定の「港区基本構想」の理念を継承し、次の二つとする。

① 人間性を尊重する

高齢者や障害をもつ人をはじめ誰もが、平等に、かつ個性ある人間として尊重され、憲法に保障された基本的人権を、将来にわたって侵されることなく生活できるようにつとめる。

② 地方自治を確立する

区は区民本位の行政運営につとめ、民主的で効率のよい区政を推進するとともに、地方自治の根幹をなす定住人口の確保をめざす。区民は主体的に地域の課題に取り組み、区民相互が信頼しあって地域社会を支えていく。

2 基本構想の役割

この基本構想は、21世紀初頭に向け、目標とすべき港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示すものである。すなわち、区民、議会および行政が一体となって地域社会の課題解決に取り組み、計画的な区政運営を行い、区民がここに住み、自らがまちづくりをすすめるにあたっての指針となるものである。

基本構想は、なによりも区民の生活を守り、よりよい地域社会をつくるためのものである。

また、都心区の特徴をふまえ、企業や区内で活動する人びとも、地域社会の一員としての役割を担うことを期待する。

区は、この基本構想にもとづき、区民の生活を守るという観点から、企業活動に対し適切な規制、誘導をはかるとともに、さまざまに活動する人びとと区民との交流をはかっていく。

国、東京都および民間においても、港区にかかわる施策や事業を行うにあたっては、この基本構想を尊重することを要請する。

第2章 港区の将来像

やわらかな生活都心

—— 住みつけられるまち・港区 ——

21世紀初頭を展望した港区がめざす将来像は、都心機能が集積する東京の中心にあって、住民が生活する場であることを基本に、多様な生活文化や価値観に柔軟に対応し、ものの豊かさところの豊かさとの調和し、古くからのものと新しいものとが共存する「やわらかな生活都心」である。

そこでは、緑に恵まれた台地部、海に連なる平地部、それらを結ぶ数多くの坂など、変化に富んだ自然を保全し、ゆとりとうるおいのある生活機能を確保し、地域にねぎした活力をもち、誰もが安全にかつ快適に「住みつけられるまち」をめざす。

また、子どもや高齢者も、障害をもつ人も、すべての人びとが差別されることなく、ひとりの人間として尊重され、安心して生活することができ、たすけあいつつ「ともに健やかにくらすまち」をめざす。

さらに、伝統のなかで積み重ねられる生活文化、国際性、先端性に恵まれた文化など、多様な文化が共存し、個性と創造力をはぐくみ、国籍や性別を超え、すべての人びとが地域を舞台に交流を行う「いきいきとしたふれあいのあるまち」をめざす。

第3章 施策の方向

- 3-1 住みつづけられるまち
- 3-2 健やかな暮らし
- 3-3 いきいきとしたふれあい

1 住宅・住環境

住宅は人間生活の基盤であり、そのありようは住民の生活に深くかかわるとともに、まちづくりの根幹をなすものである。若者も高齢者も社会的に恵まれない人を含め、ここにくらす誰もが、安心して快適に住みつづけることができるように良質な住宅の確保をはかる。また、新たに住まいをもとめてくる人びとを含め、社会的に均衡のとれた人口が定着するまちであることをめざす。

土地は、公共の福祉の観点から制約を受けるべきものであり、公的な計画にもとづき適切な利用がのぞまれる。また投機的取引の対象とされるべきものではない。このことは、都心機能が集積し、業務立地化が進む港区においては、とくに留意されなければならない。

区は、都心定住に向け、積極的な役割を果たすとともに、国、東京都、民間および区民のそれぞれの役割を明確にし、理解と協力を得るものとする。

〔定住まちづくり施策を確立する〕

定住まちづくり施策の確立は、最優先に取り組むべき課題である。

その施策は、港区がめざす将来像を基本におき、定住人口の確保を中心として、どのような人びとがどのくらい住むことをめざすのか、どのような住宅を整備保全していくのか、といった課題を総合的に解決し、均衡のとれた、住みつづけることのできるまちの実現をはかるものでなくてはならない。

〔良質な住宅の確保、拡大をはかる〕

区は、区有地、区有施設などの積極的な活用、早急な都営住宅移管受入れにより自らが住宅供給の主体となるとともに、定住支援のための財源、組織づくりなど多様な施策を実施し、良質な住宅の確保につとめる。

また、国、東京都に積極的に働きかけ、国公有地の活用、既存公的住宅の建替え、既存施設の活用により、良質な公的住宅の確保に取り組む。

民間に対しては、今後とも良質な住宅の供給や、その量的な拡大を誘導する。また、開発にあたっては、住宅付置や公的住宅の誘致を要請するととも

に、一定の負担をもとめるなど、定住を促進するために協力をもとめる。

さらに、都市計画など可能な手法の積極的活用をはかり、必要な制度導入に向け関係機関に要請する。

[地域からの定住まちづくりを支援する]

定住の基盤づくりのために、地域特性にあわせた住民主体のまちづくりを支援する。

また、中小の商工業が地域に密着して区民生活を支えていることをふまえ、小売店舗をはじめとする生活関連施設への融資制度の拡充や、土地の有効利用による職住近接のための支援を行う。

[適切な土地対策を推進する]

公共の福祉および計画的利用の必要性の観点にたって、均衡のとれた土地利用の推進に向け、区としての土地対策の確立をはかる。

まず、住宅地の保全と無秩序な業務地化の抑制および住・商・工の共存のために、地域別に適切な土地利用を誘導する。

また、土地・住宅問題に関する区民の不安にこたえるため、相談機能を充実し、土地税制の改善に向けて、区民の立場にたち、国、東京都に対し強力に要請する。

あわせて、地価の高騰や地上げの横行を解消するために、関係機関と協力し、土地取引の適正化につとめる。

2 都市整備

変化に富んだ地形のもと、恵まれた緑と水の自然環境を保全し、公園をはじめオープンスペースを整備し、ゆとりとうるおいと個性のあるまちをめざす。

また、地域幹線道路の整備とともに、安全で快適な生活道路の整備をはかる。

さらに、開発動向をふまえ、均衡のとれた土地利用に向けて、開発が適切なものとなるよう誘導、管理し、安全で快適なまちづくりをめざす。

[安全なまちづくりを推進する]

安心してらせる安全なまちとするために、建築物の安全化、生活道路の整備、オープンスペースの確保、防災施設の拡充などを推進する。

また、災害に強い緊急時の情報システムを確立するとともに、区民、民間および関係機関が一体となった、地域ぐるみの防災体制の強化をはかる。

とくに、子ども、高齢者、障害をもつ人、外国人が災害時に安全に行動できるようにつとめる。

さらに、歩行者空間を確保し、区民が散歩できる安全で快適なまちづくりをすすめる。

[魅力ある景観の保全と創造をはかる]

緑や水、史跡や寺社などの自然的、歴史的な景観資源を保全する。また、新たな都市空間を創造していくために、区民の理解を得ながら景観形成のための指針を作成し、人間的魅力に富んだ街並みの形成につとめる。

道路、公園、公共建築物などについては、地域のシンボルにふさわしい質の高い景観となるよう整備につとめる。また、民間建築に対しては、地区ごとの個性を高める景観の保全、創造に向け適切な誘導を行う。

さらに、古川の浄化につとめ、親水性を高めるため護岸や遊歩道の整備をはかる。

[道路、交通体系の整備をはかる]

地下鉄網の整備による交通不便地域の解消、新たな市街地形成に対応した新交通システムや、水上輸送システムを含めた交通網の整備を、関係機関に要請する。

また、駅前広場や自由通路の整備を促進するとともに、駐輪場、駐車場の確保、整備につとめる。

さらに、密集市街地においては、建物の更新などにあわせて生活道路を整備する。

〔調和のとれた開発を誘導する〕

大規模な開発に対しては、住宅の確保を要請し、道路、駐車場といった公共施設の整備、景観の保全や緑化などに一定の負担をもとめ、地域社会との調和に配慮した規制、誘導を行う。

また、芝浦港南地域や台場地区での開発に対しては、住宅・業務・文化などのさまざまな機能が調和し、親水性に富んだ空間づくりを誘導する。

3 地域産業

地域に密着した地域産業は、地域社会の活力を形成する重要な主体である。また、そこに働き、住む場を確保するとともに、人びとの日常生活を支える役割を担っている。地域産業が定住問題と密接にかかわっていることをふまえ、その積極的な振興をはかる。

大企業だけでなく、中小規模であっても、先端的な技術や新しい経営方法をもったさまざまな企業が集積し、都心にふさわしいネットワークのなかで産業活動が行われ、産業と生活とが調和したまちづくりをめざす。

〔時代の変化に適合できる地域産業を育成する〕

技術革新と産業構造の急激な変化に対応し、ニューメディアの活用やネットワーク化、C I 戦略の導入や異業種間の交流など情報、経験、人材の交流を促進し、時代変化に適合できるような企業体質の改善や事業の転換の支援につとめる。

また、下請け企業の助成をはじめとして、中小企業の保護育成につとめる。

さらに、区の産業振興施策のシンボルとなるような拠点をつくり、産業動向や最新技術に関する情報の収集、提供を行い、企業相互間の交流を促進する。

〔住・商・工の共存するまちをめざす〕

都心型小規模工場の集約化や産業拠点の整備をはかり、住宅と工場・商店

が共存し、人びとが住みつづけることのできるまちづくりをすすめる。

また、地域社会を支える商店街が、買物しやすい環境づくり、イベントの開催、情報サービスなどにより、魅力ある商店街となるように支援する。

〔働く人びとのための環境を整える〕

地域産業で働く人びとが安心して仕事に取り組めるように、福利厚生制度の拡充をはかる。

また、区内定着を促進するための従業員住宅の確保に向けて支援する。

1 福祉

すべての人が、かけがえのないひとりの人間として尊重され、健やかにくらしをせまをめぐす。地域社会において、互いに連帯し助けあい、高齢者や障害をもつ人びとおよびその家族、あるいは、低所得者世帯、ひとり親家庭、外国人家庭などが、地域のなかで安心して自立した生活をおくることのできるような支援体制づくりをすすめる。

人生80年時代にふさわしい、新しい福祉文化の創造をめざして、総合的な社会福祉計画にもとづく、人生の各段階に対応した多様な施策を推進し、思いやりがあり、活力のある社会をめざす。とくに、高齢化の進む港区においては、高齢者の生活に対する社会的支援の施策の充実をめざす。

〔在宅福祉を基調とする地域福祉の充実をはかる〕

家庭、地域、施設およびその関連機関との役割分担を確立するなかで、在宅ケアサービスの拠点施設の設置をはかる。

また、児童から高齢者にいたる幅広い区民参加による、ボランティア活動の強化のための啓発、研修、情報提供をはじめとするサービス供給体制の整備や人材開発につとめる。

さらに、民間の活用を含めて、利用者にあわせた多様なサービス供給につとめる。

住宅や就労などの問題の発生に対しては、生活の自立に向けた訓練や、援助を行うとともに、相談機能を高めていく。

〔福祉のまちづくりを促進する〕

高齢者や障害をもつ人を含め、誰もが安心して地域で社会活動が営めるように、コミュニティ活動、福祉教育活動、情報サービス活動の充実をはかる。これらの活動を通して、こころがふれあい、思いやりのあるまちをめざす。

また、道路や公共公益施設はもとより、民間施設を含めて、都市全体が、誰にでもやさしいまちになるよう、環境づくりにつとめる。

〔高齢者福祉の充実をはかる〕

住みなれた地域で安心して生活できるよう、高齢者福祉施設の設置や拡充をはかる。保健、医療、福祉、住宅、労働をはじめ、関連施策の連携をはかり、ねたきりやひとりぐらしなどの高齢者やその家族に対して、かかえる問題の種類と程度に応じて、地域で支援する体制を整える。

また、生涯学習、就労、経験活用をはじめとする生きがい対策や、社会参加の機会と場の拡充につとめるとともに、高齢者を福祉の受け手としてだけでなく、その担い手として新たな役割を果たせるよう支援する。さらに、高齢者の生活をゆとり、遊び、憩いなどといった視点からとらえた施策の充実をはかる。

〔障害者（児）福祉の充実をはかる〕

誰もがともに生きるノーマライゼーションの観点から心身障害者（児）福祉をとらえる。

障害者（児）のための施設を整備し、機能訓練、デイケアサービスおよび障害者（児）をもつ家族を含む相談機能の充実をはかるとともに、障害者（児）の自立に向けて社会参加の機会と場の拡充をはかる。

〔児童の福祉環境の向上をはかる〕

都心における児童の生活の場の確保につとめ、とくに、ひとり親家庭、多様な就労形態をもつ共働き家庭の児童を含めて、すべての児童が心身ともに健やかに育つように、地域の教育力を高め、児童の生活環境の向上をはかる。

幼少人口の減少がすすみ、児童が地域で孤立したり、育児不安をかかえる家庭がふえるなど、保育ニーズは多様化している。これらに対応して児童の福祉環境の整備につとめる。

〔低所得者世帯の福祉の充実をはかる〕

低所得者世帯の生活の自立と向上をはかるために、相談機能を高めるとともに自立に向けての支援体制を充実する。

また、関係機関に対し、生活保護制度の充実を要請する。

〔ひとり親家庭の福祉の充実をはかる〕

ひとり親家庭における子どもの健やかな育成や生活の自立と向上を支援するため、就労などの相談機能を高めるとともに生活援助のための施策を充実する。

また、親子のふれあいやひとり親家庭相互の交流を促進する。

2 健康

いきいきとした豊かな人生をおくるために、また地域社会が活力をもつために、心も身体も健康であることがもとめられる。

区民の健康づくりに向けて、何よりも区民の「自分たちの健康は自分たちで守る」といった自覚を促す。

さらに、家族や地域を含めた健康づくりを推進し、保健、医療、福祉、教育、スポーツなどの施策の充実はもとより、それらの分野間の連携と協力体制を整え、人びとが生きがいをもって生活できる社会環境づくりにつとめる。

〔健康づくりを促進する〕

区民が望ましい生活習慣を身につけ、健康づくりにつとめ、疾病を予防するため、必要な情報を提供し、健康相談や健康教育の充実をはかる。

保健所と医療機関の連携による心身の健康管理を通じて、疾病の早期発見と早期治療のための体制を整備する。

リハビリテーションと社会復帰をすすめるため、保健所と医療機関、福祉部門との連携をはかるとともに、ボランティアなどの協力と理解をもとめる。

また、自然とのふれあいをすすめ、運動や休養の機会を確保するようにつとめる。

〔生涯スポーツを推進する〕

生涯にわたり年齢や健康の程度に応じて、多様なスポーツに親しめるよう、各種のスポーツの場を区内外に確保していく。

そのために、学校施設の地域開放を推進するとともに、民間の協力を得てその所有するスポーツ施設の区民利用を促進する。

また、大規模開発にあたっては、事業者の協力を得て、スポーツ施設の確保につとめる。

さらに、適切なスポーツ活動の促進のために、スポーツリーダーや団体の育成をはかる。

〔健やかな環境づくりをすすめる〕

区民が健康で快適な生活を営めるように、食品衛生や環境衛生対策の充実をはかる。

大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害の発生に対して、関係機関との連携のもとにその防止と抑制につとめる。とくに、近隣騒音などの都市型公害に対しては、発生防止のための啓発につとめるとともに、指導を強化していく。

1 文化

文化は、よりよい暮らしをもとめる人びとの生活文化をはじめ、芸術文化などを含む幅広いものであり、まちがより魅力をまし、区民がいきいきとくらしでいくうえできわめて大切なものである。

区民をはじめ、地域で活動するすべての人びとを文化の担い手として位置づけ、自主的な文化活動に参加しやすい環境を整え、創造的な文化を切り拓く舞台づくりをめざす。その際、江戸期からの伝統と新しい国際性のある先端的な文化をはじめ、恵まれた文化的資源を有する港区の地域特性を生かすようつとめる。

こうした文化行政をすすめるにあたっては、区民の生活様式の実態と芸術文化などに対するニーズを把握し、たえず行政自身の意識改革につとめなくてはならない。

〔多様な文化的環境づくりをすすめる〕

伝統と先端性が共存する地域特性と、新しい時代を切り拓く文化特性を体现するような、新しい文化活動の拠点づくりをすすめる。

また、民間の施設を活用し文化活動の機会の拡充につとめるとともに、日常生活や身の回りのものに、文化の視点から光をあてるような文化活動を促進し、それらを含めた多様な文化的環境づくりとそのネットワーク化につとめる。

〔自主的な文化活動を支援する〕

区民および地域で活動するすべての人びとの自主的な文化活動を支援する。

誰もが優れた文化を享受し、かつ身近な文化活動に参加できるよう、情報提供および機会の充実をはかる。その際、恵まれた地域特性を活用した文化活動となるよう支援を行う。

また、文化活動における優れた人材の育成を支援する。

〔伝統文化の保全と継承につとめる〕

失われつつある景観を含めた歴史的、文化的遺産や伝統芸能や伝統工芸などに対して、後継者の育成を含めた保全、継承につとめるとともにその活用をはかる。また、区民の郷土学習や郷土研究に対する機会の拡充と支援をはかる。

2 生涯学習

子どもからおとなにいたるまで、すべての区民がその人格と個性を尊重され、能力を高めていくためには、学校をはじめさまざまな場で、そして人生のあらゆる時期に、学ぶ機会が保障される必要がある。

自由時間の増大や価値観の多様化、あるいはあふれる情報に対する主体性の確立といった時代的要請をふまえ、生涯学習の基盤の整備、充実につとめる。

学校教育については、次世代を担う子どもの個性と創造力の育成に重点を置き、教育内容や学校施設のあり方を時代の変化に即したものとしていく。

〔生涯学習の体制づくりをすすめる〕

区民の生涯にわたる学ぶ機会を充実するため、地域社会を生涯学習の基盤としてとらえ、地域での学ぶ機会を拡充していく。その際、学校やさまざまな社会教育機関、区民施設などを生涯学習の観点から見直し、生涯学習のネットワークづくりを推進する。併せて区内大学施設の活用や専門家の協力をもとめる。

社会の変化に対応した区民の学習ニーズをふまえて、生涯学習のカリキュラムの開発をすすめる。

〔開かれた学校づくりを推進する〕

都心区としての特性をふまえて、地域社会および国際社会に開かれた学校づくりを推進する。

小、中学校は地域社会のシンボルであり、コミュニティの核として、それ

それぞれの歴史に支えられて存在していることを考慮し、地域にねざした教育をすすめる、地域社会に開かれた学校づくりを推進する。また、その改築などにあたっては、児童・生徒の学ぶ場であることを基本にしつつ、地域開放型施設への転換をはかる。

さらに、帰国子女や外国人子弟の受け入れをはじめ、多様な文化にふれて子どもが育つよう、国際社会に開かれた学校づくりを推進する。

[特色ある学校教育の推進と学校の適正な配置につとめる]

特色ある学校教育の推進のために、国際理解を深める教育の拡充、郊外施設を活用した自然とふれあうなかでの教育の充実、さまざまな教育機関との交流などを促進するとともに、幼稚園、小学校および中学校をはじめ学校段階間の連携につとめる。

また、児童、生徒の減少に対応して、小規模学校のあり方の検討をふまえ、学校の適正配置につとめる。

学校の統廃合の跡地については、区および区民の将来を展望した活用をはかる。

[明日を担う世代を育成する]

児童や青少年のための生活の場の確保につとめ、子どもは地域、家庭、学校の相互連携のもとで育てるといった観点から、地域社会の一員として心身ともに健やかに育つよう、さまざまな活動の促進につとめる。

また、青少年の交流や世代間の交流の促進により、豊かな人間性の形成につとめるとともに、青少年の自主性、創造性を生かしたボランティア活動、平和活動などを促進していく。

[男女共同社会の実現につとめる]

自己実現をもとめての学習、職場進出、社会活動への参加など、女性のライフスタイルの多様化が進むなかで、旧来の「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を改め、人権意識にもとづく男女平等観の定着をめざして、学校、職場、地域社会をはじめ、さまざまな場と機会における、啓発、教育の推進につとめる。

母性保護や高齢者の介護など、古くて新しい課題を解決し、男も女もいきいきとくらし、能力を発揮できる男女共同社会の実現に向け、総合的計画をたて、その推進につとめる。

[自立した消費者を育成する]

自立した消費者の育成のために、消費者教育の充実や消費者情報の提供などをはかるとともに、消費者の自主的活動の育成につとめる。

また、消費生活の多様化に対応し、相談機能などの充実につとめる。

3 コミュニティ

地域に住み、そこで活動する人びとが、さまざまなかたちで地域の課題に取り組むことは自治の原点であり、機能的で流動性の高い都心においても、そこにふさわしい交流と連帯を確保することが大切である。

いきいきとした地域社会を形成していくために、ここで住み、働き、学び、遊ぶといった活動をしているすべての人びとの交流を促進する。世代を超え、国籍を超え、居住地を超えて、地域を舞台とした多様な交流や連帯にもとづく、世界に開かれた都心にふさわしいコミュニティづくりをめざす。

[出会いとさまざまな交流の空間を生みだす]

地域でのさまざまなコミュニティ活動の推進拠点として、各種公共施設の活用、民間施設の一部開放の要請、ポケットパークづくりをはじめ、集会機能や広場機能をもつ特色あるコミュニティ空間の創出をはかる。

また、公共施設の役割分担の再評価にもとづき、コミュニティ施設の有機的連携をはかり、多様な人びとの交流が可能となるような有効利用をすすめる。とくに、コミュニティ施設において、人びとの出会いや交流を促進するため、ロビー機能の拡充をはかるとともに、施設利用の弾力的なシステムづくりにつとめる。

さらに、世代間交流、国際交流、新旧住民交流をはじめとして、さまざまな価値観や生活スタイルをもつ人びとが、自由に、そして気軽に参加、交流

できるような、開放型の地域活動や自主的活動を支援していくとともに、イベントなど交流の機会、場づくりにつとめる。

[世界に開かれた地域社会づくり]

日本と外国のそれぞれの文化の特性について理解を深め、平和を守ることができるように、さまざまなかたちで情報、機会、場の提供、および人の交流を促進する。

また、外国人居住者のニーズの把握につとめ、区政への参加の機会を拡大するとともに、相談機能を充実する。

国籍を超え、地域社会の一員としての自覚および役割のもとに、ともに快適に生活できるための環境づくりを促進する。

[地域行政サービスを展開する]

区民のさまざまな分野での自主的な地域活動を支援し、地域におけるコミュニティを育成していくために、総合的な地域行政サービスの展開につとめる。

そのため、社会の変化、地域の変化をふまえ、区域の見直しを行い、地域行政サービスおよびコミュニティ振興のための拠点づくりをすすめる。

第4章 実現のために

〔人口減少をくいとめ定住施策を推進する〕

将来像の実現に向けて、最も重要な課題は、定住人口の確保である。これ以上の人口減少をくいとめていくことを基本とする総合的な定住施策を積極的に推進していく。

今後のあらゆる施策の決定や推進にあたっては、常に定住人口確保という姿勢をもつことが重要であり、そのために、区民、議会および行政が一体となって取り組んでいく。

〔区民とともに歩む区政を推進する〕

区民に基礎をおく自治体として、積極的な情報の公開につとめ、区民の参加機会を拡大し、より開かれた区政、区民とともに歩む区政を推進していく。

また、区民の価値観、生活様式が変化するなかで、情報格差や個人情報の保護に配慮しつつ、ニューメディアの活用を含む、高度情報化に対応した区政の推進につとめる。

〔財政自主権を含む特別区制度改革を推進する〕

この基本構想は、現行の特別区制度を前提としているが、地域社会の課題解決を推進し、住民福祉の一層の向上をはかるために、憲法上の地方公共団体への移行をめざす。

また、他の特別区との連携のもとに、財政自主権確立を含む制度改革を東京都や国に要請し、より区民の理解と支持を得るための積極的な対応をはかる。

さらに、都区間における納付金制度の廃止をめざしつつ、当面、納付金解消のために努力する。

〔国・東京都および民間へ協力をもとめる〕

将来像を実現していくためには、国および東京都がめざす「多極分散型国土の形成」、「多心型都市構造への転換」は欠かせず、その実現を強く要請する。

さらに、必要な事項について隣接区とも協力し、国や東京都に対して区民の立場にたって、積極的に協力をもとめていく。

また、受益と負担のあり方も含め、公私の役割分担を見直していくとともに、

民間に対して、港区の将来像をともに実現していく責任の一端を担うことを要請し、区民のくらしを守る立場から規制、誘導をはかる。

〔行財政の執行体制を整える〕

この基本構想の実現のためには、中長期にわたる施策の具体的な内容を定めた基本計画を策定するとともに、より効率的な執行体制の整備をはかり、従来の行政組織の境界にとらわれることなく、総合的な行財政運営をはかる必要がある。

さらに、職員の理解と協力のもとに職員参加の実践をはかり、区民の立場にたって自発的に行動する、創造的な職員の育成につとめる。

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

港 区 基 本 構 想

平成2年(1990年)4月発行

編集・発行 東京都港区企画部企画課
〒105 東京都港区芝公園1-5-25
TEL (578) 2111 (代表)

印 刷 コーハン株式会社
〒112 東京都文京区春日2-19-11
第一コーハンビル
TEL (813) 4481